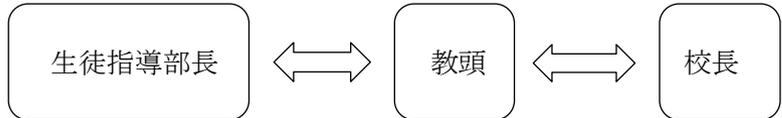


組織的ないじめ対応の流れ



※ ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、すべて報告・相談する

※ 事実を時系列で記録に残す



いじめ防止対策委員会

◆ 構成員
校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部担当
特別支援教育コーディネータ、当該HR担任、
スクールカウンセラー

◇ 組織で情報を共有
◇ 調査方針・方法等の決定

- ▷ 速やかに関係生徒から聴取などを行い、いじめの実態を正確に把握（聴取の際は個別に）
- ▷ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握

正確な実態把握・いじめの認知

◇ 指導体制と方針の決定

- ☆ 指導、支援の対象と具体的な手立ての明確化
- ▷ 特定（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者）
- ▷ 一部（観衆、傍観者）
- ▷ 全体（全校、HR、部活動）

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

◇ 事態収束の判断

- ☆ 被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒との関係が良好になっている

被害側・保護者
加害側

※複数の教員で対応

職員会議
朝の打合せ

* 情報共有

留寿都村
教育委員会

職員会議
朝の打合せ

* 共通理解

留寿都村
教育委員会
関係機関

継続

収束

日常の指導
体制の充実

※いじめは解消したが継続した指導が必要